公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

なお、本公募は令和７年度当初予算成立後に速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。受託者の決定や予算の執行は、令和７年度当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

令和７年２月13日

長野県　林務部　信州の木活用課長

１　業務の概要

(1) 業務名

令和７年度森林サービス産業推進支援業務

(2) 業務の目的

森林生態系を保持しつつ、森林空間を健康・観光・教育等の様々な分野で活用する「森林サービス産業」を振興するため、創業希望者の掘り起こし、創業の支援、事業者同士の交流促進等により、森林サービス産業に携わる者の裾野の拡大を図る。

(3) 業務内容

①森林サービス産業の創業に意欲的な者を掘り起こすためのセミナー等の開催

②「信州森林サービス産業推進ネットワーク」の運営業務の実施

③森林利活用のコーディネーターや森林の癒し効果を引き出すガイドの育成

④県事業について民間のノウハウを活かし、円滑な実施を図るためのアウトソーシング手法の検討

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

①業務目的への理解

②創業セミナー・交流会の開催

③森林サービス産業推進体制の整備

④地域コーディネーター・ガイド育成研修の開催等

⑤県事業アウトソーシングの検討

⑥経費及び内訳の妥当性

⑦業務履行の確実性

(6) 業務の実施場所

長野県一円

(7) 履行期間又は履行期限　　契約の日から令和８年３月18日（水）まで

(8) 費用の上限額　　5,797,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

２　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契

約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項又は財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

(7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

(8) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有するものであること。

３　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第３号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第３号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

①　同種の業務の実績

②　同種の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570　長野県大字南長野字幅下692の2
長野県林務部信州の木活用課担い手係（林業イノベーション創出担当）
電　話　　026-235-7274
ＦＡＸ　　026-235-7364
メール　　ringyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和７年２月25日（火）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

②　提出先　３(4) に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(5) ①）の３日前までに、書面により信州の木活用課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 ３(4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

４ 説明会

(1) 開催日時 令和７年２月28日（金） 10時～11時

(2) 開催場所 長野県議員会館会議室

(3) 申　　込 説明会への参加を希望される方は、令和７年２月26日（水）午後５時までに、参加希望の旨、電話等により連絡すること。

※連絡先：３(4) に同じ

５ 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 提出期間 説明会終了後から令和７年３月10日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで）

(2) 受付場所 ３(4) に同じ。

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第６号）をＦＡＸ又はメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 信州の木活用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和７年３月14日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

６ 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第８号による。

(2) 企画書の作成様式

任意様式による。

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は１(1) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 ３(4) に同じ。

② 受付時間 午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

③ 受付方法 業務等質問書（様式第６号）をＦＡＸ又はメール等により提出するものとします。

④　回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはＦＡＸ又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和７年３月17日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前９時から午後５時まで、それ以外の場合は午後５時まで）

②　提出先　３(4) に同じ。（ＦＡＸ、メールも同様）

③　提出部数　持参、郵送の場合は７部（原本１部、写し６部）、その他の場合は１部

④　提出方法　持参、郵送、ＦＡＸ又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課に到達したもの、メール（又はＦＡＸ）による場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はＦＡＸ番号で受信できたものに限ります。郵送、ＦＡＸ又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項　　目		評価内容	配点
業務内容に対する提案（80点）	業務目的への理解	本業務の目的及び内容の理解度が高く、全体を通して仕様書の内容を満たした提案となっているか	10
	創業セミナー・交流会	創業者を掘り起こすセミナーの内容が、受講者にとって有意義で具体的な内容を企画できているか	20
	森林サービス産業推進体制整備	ネットワークへの参加手続き、相談対応、助言する専門家の手配等、運営を円滑に行うための体制が整備されているか	30
	地域コーディネーター・ガイド育成	研修の具体的な内容を企画できているか。 また、企画内容に応じて適切な施設、講師など、実施体制を整備されているか	10
	県事業アウトソーシング検討	具体的なアウトソーシングの手法を企画できているか、また、検討体制が整備されているか	10
経費及び内訳の妥当性（10点）	見積額は、上限額の範囲内か。 見積額の内訳や算定根拠が明示され、仕様書に基づいた内容となっているか。		10
業務履行の確実性（10点）	提案された手法の実現性は高いか。 業務の遂行に必要な体制が確保されているか。 業務のスケジュールに無理はないか。		10
合計			100

(7) 企画提案の選定の方法

①　企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の平均点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和７年３月19日（水） 長野県庁議会増築棟404号会議室

※詳細については、参加者へ個別に連絡します

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により信州の木活用課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により信州の木活用課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 ３(4) に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10)その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

７ 契約書案

別添契約書（案）のとおり

８ 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はＦＡＸ）による場合は該当日の午後５時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により信州の木活用課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示し

た辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について､長野県公式ホームページに掲載するとともに､信州の木活用課において閲覧に供します。

10　その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570　長野県大字南長野字幅下692の2
長野県林務部信州の木活用課担い手係（林業イノベーション創出担当）
電　話　　026-235-7274
ＦＡＸ　　026-235-7364
メール　　ringyo@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

(6) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算が計上されない場合は、契約を締結しないことがあります。